

島田市防犯灯設置費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、交通の安全及び犯罪の防止を図るため、照明電灯（以下「防犯灯」という。）の設置等を行う自治会又は町内会（以下「自治会等」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

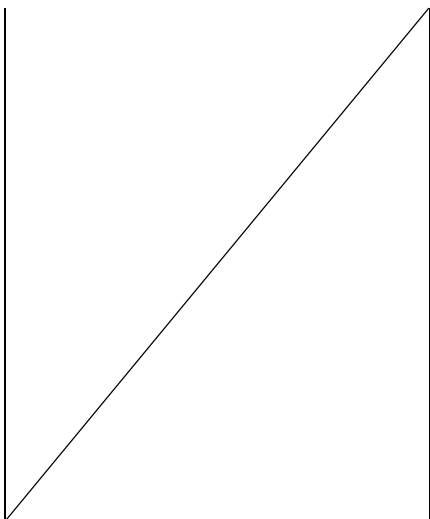
第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ型照明器具 LED電灯又は無電極放電ランプ及びその設置に必要な器具をいう。
- (2) 従来型照明器具 蛍光灯及びその設置に必要な器具をいう。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

補助の対象		補助率（額）
経費	設置等の方法	
自治会等が新たに防犯灯を設置するための経費（当該補助金以外の補助等を受けて行う防犯灯の設置に要する経費を除く。）	電柱等に省エネ型照明器具による防犯灯を取り付けて設置する場合	設置工事費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を限度とする。
	新たに専用の柱を設け、これに省エネ型照明器具による防犯灯を取り付けて設置する場合	設置工事費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てた額）とし、32,000円を限度とする。

<p>自治会等が従来型照明器具による防犯灯を撤去し、当該箇所に省エネ型照明器具による防犯灯を取り付けるための経費（当該補助金以外の補助等を受けて行う防犯灯の取替えに要する経費を除く。）</p>		<p>取替工事費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てた額）とし、16,000円を限度とする。</p>
--	--	--

（交付の申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、あらかじめ、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 規則第13条第2号に規定する事業計画書
- (2) 位置図
- (3) 見積書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、故障等により緊急に従来型照明器具による防犯灯を省エネ型照明器具による防犯灯に取り替える場合は、自治会等は、事業の完了後に防犯灯設置費等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することができる。

- (1) 規則第13条第2号に規定する事業実績書
- (2) 位置図
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業の完了を確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の防犯灯設置費等補助金交付申請書兼実績報告書は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は事業を完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けなければならないこと。

ア 事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(交付決定等の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした自治会等に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項及び第3項に規定する防犯灯設置費等補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、防犯灯設置費等補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を申請し、及び実績を報告した自治会等に通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けた自治会等が第5条第1号ア又はイに規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 規則第13条第2号に規定する変更事業計画書

(2) 位置図

(3) 見積書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請書の提出をした自治会等に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定（第6条第2項の規定に係る補助金の交付の決定を除く。）を受けた自治会等は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第13条第2号に規定する事業実績書
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業の完了を確認できる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第9条 市長は、補助金の額を確定（第6条第2項の規定に係る補助金の額の確定を除く。）したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた自治会等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付の確定を受けた自治会等が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書又は第6条第2項に規定する防犯灯設置費等補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第4条関係）

防犯灯設置費等補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

島田市長

自治会等の名称
代表者の住所
代表者の職及び氏名
電話番号



防犯灯を従来型照明器具から省エネ型照明器具に取り替えたので、補助金を交付されるよう島田市防犯灯設置費等補助金交付要綱第4条第2項及び第3項の規定により関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

1 交付申請額 円

2 補助金を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 位置図
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業の完了を確認できる写真
- (5) その他

様式第2号（第6条関係）

防犯灯設置費等補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長

印

年 月 日付けで提出のあった防犯灯設置費等補助金の交付申請及び実績報告について、次のとおり交付を決定し、及び確定したので、島田市防犯灯設置費等補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 交付決定及び交付確定額 円

2 交付の条件

島田市補助金等交付規則及び島田市防犯灯設置費等補助金交付要綱を遵守すること。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

(平29告示18・追加)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

(平29告示18・追加)